

「論文等の研究成果に対するインセンティブ」について～その後

国内出張旅費・宿泊費の規定に関して

36 協定内容の管理職への周知、特に時間外上限/月について

医師用スクラブ等の制服支給（別紙詳細）

過年度団体交渉を受けて現在までの取り組み状況

- 医療インバウンドの増加
- 救急医療部とその他後方支援を行っている診療科との効率的な連携ができる体制を構築するよう検討
 - > 救急医療部を診療科（名称は未定）として改組を検討
- 所定労働時間外の兼業に伴う利益相反については、今後透明化を徹底するよう方針を検討
 - > 実態の確認と問題点の把握にはもうしばらく時間を要する
- 救急患者インセンティブ制度を検討しており、三島南病院にて試験的な導入を計画
- 福利厚生 of 拡充

医師用スクラブ等の制服支給に関するお願い

現在、本学病院では看護師等には業務用の制服と靴が支給されている一方で、医師には白衣のみの支給となっております。多くの医師は日常的にスクラブ上下を着用し、その上に白衣を着用する形で勤務しておりますが、救急部以外にはスクラブの支給がないため、手術室に提供されている手術用スクラブを日常業務で着用せざる医師が続出する状況となっております。

その結果、本来手術時に着用すべき専用スクラブの不足が生じており、手術準備に支障を来すケースも報告されております。

つきましては、感染対策および医療安全の観点から、以下のいずれかの対応をご検討いただけないでしょうか。

1. 医師へのスクラブ上下の支給（または貸与制度の導入）
2. スクラブ下（ズボン）のみの支給
3. 院内でのスクラブパンツの洗濯サービスの導入

業務効率の向上と医療現場の適正な資材管理を両立させるためにも、何卒ご検討賜りますようお願い申し上げます。

参考資料：

1. CDC (Centers for Disease Control and Prevention) 米国疾病予防管理センター

CDC は、医療現場における感染制御のためのガイドラインを提供しています。スクラブそのものの着用を直接的に義務付ける「法規制」という形は少ないものの、医療従事者の服装が感染制御に与える影響について詳細な推奨事項が示されています。特に、Personal Protective Equipment (PPE) の一部として、ガウンやその他の保護衣に関する記述は多く見られます。

参照先:

"Protective Clothing in Healthcare" (CDC/NIOSH):

医療従事者が血液や体液などの生物学的液体への曝露から身を守るために保護衣（サージカルガウン、アイソレーションガウンなど）を着用することの重要性について記載されています。スクラブそのものに特化した記述よりも、より広範な保護衣の選択と使用に関して言及されています。

"Guideline for Hand Hygiene in Health-Care Settings" (CDC):

手洗いに関するガイドラインですが、医療従事者の服装（袖の長さなど）が手指衛生に影響を与える可能性について言及しています。直接スクラブの着用を規定するものではありませんが、清潔を保つための服装の重要性を示唆しています。

"Infectious Diseases Experts Issue Guidance on Healthcare Personnel Attire":

これは CDC が直接発行したものではありませんが、感染症専門家が医療従事者の服装に関するガイダンスとして、「腕まくり (Bare below the elbows: BBE)」のアプローチや白衣の洗濯頻度などについて言及しています。スクラブが清潔で衛生的であることの重要性を示唆する内容です。

2. WHO (World Health Organization) 世界保健機関

WHO もまた、医療現場における感染制御、特に手指衛生の重要性を強調しており、その流れで医療従事者の服装に関する推奨事項に触れております。

参照先:

"WHO Guidelines on Hand Hygiene in Health Care":

このガイドラインは手指衛生に焦点を当てていますが、医療従事者の袖が短く、装飾品がない方が手指衛生を徹底しやすいと言及されています。これはスクラブ着用が推奨される理由の一つである「腕まくり (Bare below the elbows: BBE)」の考え方と関連します。

"Infection prevention and control (IPC) guidance":

WHO の感染予防と制御に関するガイダンスの中で、PPE の適切な使用や、環境衛生の一環として医療従事者の衣類管理にも言及されています。

3. 日本国内の状況と参照先

日本においては、スクラブ着用を直接的に義務付ける法規制は明確には存在しませんが、医療機関における感染対策の指針やガイドラインの中で、事実上の推奨事項としてスクラブや清潔な服装の重要性が示されています。

参照先:

厚生労働省の各種ガイドライン:

「医療機関における院内感染対策に関するガイドライン」や「標準予防策 (スタンダード・プリコーション) に関する考え方」などの中で、医療従事者の手指衛生、個人防護具 (PPE) の使用、環境整備について言及されています。直接スクラブという言葉が使われなくても、「清潔な服装」「汚染除去の容易な服装」といったニュアンスでその必要性が示唆されます。

介護現場における感染対策の手引き (厚生労働省):

介護現場向けですが、感染予防の基本的な考え方 (標準予防策、PPE の適切な使用) が医療現場にも通じる形で記載されています。

日本環境感染学会などの専門学会のガイドライン:

日本の感染管理に関する専門学会 (日本環境感染学会、日本感染症学会など) は、医療現場における感染対策のガイドラインを発行しています。これらのガイドラインでは、医療従事者の服装が感染経路となりうる可能性や、スクラブを含む清潔なユニフォームの重要性について、科学的根拠に基づいた推奨がなされています。